

仕 様 書

1 委託件名

縁結びをテーマとした島しょ地域の情報発信業務委託

2 契約期間

契約確定日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

4 目的

国内在住の 20 歳代から 30 歳代の女性を主な対象とし、東京都島しょ地域の観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）を、縁結び・出会いをテーマとして紹介する情報発信ツール（観光 PR パンフレット及びスマートフォン・タブレット用アプリ）を制作・活用することで、島しょ地域の旅行目的地としての認知度向上を図り、島外からの誘客を促進する。

なお、本業務においては、内容の企画・制作及び印刷・配布・配信業務、データ納品までを委託範囲とする。

3 定義

本仕様書で使用する「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島（父島及び母島）の 11 島をいう。

4 制作物

観光 PR パンフレット（以下冊子という） 1 種類

5 委託業務内容

上記「4 目的」に適する冊子の企画・制作及び印刷・配布、それらに係る調整並びに進行管理。あわせて制作物を既存のスマートフォン・タブレット用アプリを使つての配信、それらに係る調整並びに進行管理。

(1) 冊子の制作

以下のアからケまでの内容を踏まえ、企画・提案し、冊子の原版を作成すること。取材、調査、原稿作成、写真等の素材収集等、原版作成にかかる諸作業は本委託に含む。

ア 基本概念

島しょ地域に縁結びの地といったような新しいブランディングを付与することで、20歳代から30歳代の女性を主な対象として旅行目的地としての認知度向上を図り、島外からの旅行者の新たな観光意欲を喚起するものとする。

イ 島しょ地域における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）についての情報収集・整理及び取材

島しょ地域における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）について、縁結び・出会いをテーマとして情報収集・整理をし、取材を行うこと。情報収集に当たっては、地域のまちづくり団体等や関係行政機関と連絡調整の上、掲載情報等を検討すること。取材については、原則として最低でも6つの島を訪問し、取材を行うこと（情報収集で素材が揃わない場合はすべての島を取材すること）。

ウ 原稿作成・内容

イで行った情報収集・整理・取材を基に、国内在住の20歳代から30歳代の女性を主な対象とした原稿を作成すること。原稿は「3 定義」で挙げたすべての島について作成すること。主な掲載内容は以下のとおりとするが、情報収集により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、盛り込むこと。

- ① 縁結び・出会いに関連する、島しょ地域における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）
- ② 船旅の様子（対象に訴求する風景や、過ごし方の提案、有益な情報等）と島内観光のモデルルート（2島程度）
- ③ 島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクトの一環である「島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業」にて採択された商品に関連する情報
- ④ 「島しょ地域誘客促進事業」のPR
- ⑤ ③④についての掲載方法等は、TCVBと協議の上決定すること

エ デザイン

20歳代から30歳代の女性が手に取って読んでみたくなるデザインにすること。島しょ地域の魅力が一目で伝わるようなデザインにすること。写真を積極的に使用し、視覚に訴えるような紙面とすること。表紙デザイン及び紙面デザインはそれぞれ複数案制作し、TCVBと協議の上決定すること。

オ 規格等

- ① カラー4色とすること。
- ② 折り方は、中綴じとすること。
- ③ サイズは、ハンディサイズとすること（A5判、B5判、変形、縦・横等提案可）。
- ④ 総頁数は、30頁程度とする（表紙・裏表紙を含む）。
- ⑤ 使用材料等は、再生コート紙または再生マットコート紙とする（表紙110kg、本文50kg程度等提案可）。

カ 配布時期・場所及び部数

- ① 配布開始時期は、平成29年11月頃とすること。
- ② 配布場所は、20歳代から30歳代の女性を中心とした層の導線上を主とすること（民

間の結婚相談所、鉄道駅のラック、飲食店、雑誌への挟み込み等提案可)。他に、東京観光情報センター（都内 5 箇所）、竹芝客船ターミナル、東京諸島観光連盟、各島の観光協会等でも設置・配布すること。配布先や部数は、TCVB と協議の上決定すること。

- ③ 印刷部数は、10 万部以上とすること。冊子の在庫を管理する場所を確保すること。保管に必要な経費も含めること。

キ 言語

日本語のみとする。

ク 留意点

- ① 情報収集等により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、TCVB と打合せの上盛り込むこと。
- ② 冊子掲載の文章は、公共の制作物の出典になり得る資料により作成すること。また、TCVB が確認のため、出典資料を求めたときには、速やかに提出すること。
- ③ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、一部改編して掲示・配布する等の利用及び利用方法についても第三者の許諾を得ておくこと。

ケ 掲載許可

- ① 掲載する内容、写真については受託者が各関係施設に直接、依頼及び確認を行い、掲載すること。また、以下の②についても合わせて伝え、掲載の承認を得ること。
- ② 本委託による成果物について、東京の観光に資することを目的として、TCVB が別途指定する PR ツール(紙媒体及び電子媒体)に掲載する場合がある。

(2) スマートフォン・タブレット用アプリを利用したプロモーション

以下のアからエまでの内容を踏まえ、(1) で作成した冊子について既存のスマートフォン・タブレット用アプリを活用し、情報発信を行うこと。

ア 基本理念

冊子と連動した内容で、島しょ地域の旅行目的地としての認知度向上を図り、島外からの旅行者の観光意欲を喚起するものとする。

イ 規格等

新規に作成ではなく、受託者の持つ既存のスマートフォン・タブレット用アプリを活用し展開すること。

ウ 配信開始時期

配信項目が複数に分かれる場合には、企画が準備出来た項目から順次配信すること。配信項目が1つにまとまっている場合でも、遅くとも冊子の配布開始時期である平成 29 年 11 月頃には配信を開始すること。

エ 言語

日本語のみとする。

6 納品物（成果物）

以下の成果物を納品すること。電子データは、Windows パソコン（OS：Microsoft Vista）で閲覧できるようにすること。ドキュメントは Microsoft Office で基本的には作成すること。データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-R に保存し、2 部納品すること。

（1）冊子原版データ

ア アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

イ PDF 版データ

※ A4 判で印刷できること。

※ WEB で掲載する可能性を踏まえ、軽量化を図ること。データ容量が大きい場合は、一括版と分割版で納品すること。

ウ 原版で使用した写真、画像等のデータ

（2）冊子

納品部数と場所については、TCVB と協議の上決定すること。

（3）スマートフォン・タブレット用アプリ掲載レイアウトデータ及びテキスト、写真等・画像等の素材

（4）報告書

作業工程表、打ち合わせ議事録及び上記（1）（3）の内容を含めた報告書を作成し、2 部納品すること。掲載内容等は、TCVB と協議の上決定すること。

7 第三者委託の禁止

- （1）本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- （2）前項の規定にかかわらず、地図部分作成及び翻訳業務については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

8 成果物に関する権利の帰属

- （1）成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）の全ては、TCVB に帰属するものとする。受託者は TCVB 及びその指定する者に対して、成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- （2）成果物の作成にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

9 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- (2) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- (3) 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱については、別紙 1 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを TCVB に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- (3) 受託者は、観光 PR パンフレットの作成に当たり、TCVB の関係部局や関係行政機関等の打合せに際して、必要に応じて出席し、観光 PR パンフレットについて説明等を行うこと。これに係る資料について TCVB より依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (4) 成果物について、納品後 1 年間を納入物の瑕疵担保期間とし、受託者は瑕疵担保責任を負うものとする。但し、瑕疵担保期間経過後であっても、受託者に故意又は重大な過失があった場合、受託者は TCVB に対しその責任を負うものとする。また、瑕疵担保期間中における観光 PR パンフレットの印刷の際、不具合等が発生し TCVB が要請した場合は、必要な情報の提供や調査等に協力すること。
- (5) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に報告すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、TCVB が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (7) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、TCVB 及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (8) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、TCVB が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (9) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

(10) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であ

ること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(11) 処理方法

事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に連絡すること。

(12) 受託者は、この仕様書のほか、別紙 2 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

1 1 連絡先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部 事業課

電話： 03-5579-2682

FAX： 03-5579-8785